

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年4月14日付けの保護申請却下通知書で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人は、生活保護を受給しているが、就労意欲があり、最終学歴が高校中退であるため就労先の選択肢が少ないと感じていた。そこで、請求人は、高卒の資格を得るため、定時制高校へ通学することを決意し、平成28年4月から令和2年1月まで、処分庁より高等学校等就学費を受給して定時制高校へ通学していた。しかし、通学交通費については援助を受けられることを知らず、自己負担しながら通学を継続していた。令和2年3月、請求人が〇〇高校に合格した旨をケースワーカーに伝えたところ、通学交通費がいくらになるか尋ねられ、初めて通学交通費の支給を受け得ることを知った。そこで、これまで自己負担した通学交通費を取りまとめて申請したが、令和元年12月までに発生した通学交通費は支給できない旨の

回答があり、その後、本件処分が行われた。

しかし、①厚生省社会局長通知は、通学交通費について「計上すること。」と記載しており、処分庁に遡及支給期間を限定する裁量は付与されていないこと、②請求人の困窮等の事情を考慮しておらず、裁量権の逸脱・濫用に当たること、③ケースワーカーによる案内不足及び不適切な助言（請求人に対し、「入れられるものは全部入れておいたから」などと述べたこと等）により、通学交通費の申請権が侵害されており、遡及支給期間の限定は信義則に反することから、本件処分は、違法かつ不当なものである。

なお、教材代の支給申請が却下されたことについて不服を申し立てるものではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年3月19日	諮問
令和3年5月14日	審議（第55回第3部会）
令和3年6月10日	審議（第56回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の

維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

- (2) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条 3 項及び 4 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7 は、最低生活費は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づく」ことを原則としつつ、そのほかに、「健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定する」こととする。

そして、第 7・1 として「経常的最低生活費」は、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」、同 2 として「臨時的最低生活費（一時扶助費）」は、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場

合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定することであること。」とし、特別の需要としては、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」などを掲げている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・8・(2)・イ・(ア)は、「高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。」とし、同(エ)は、(保護基準で認められる)「正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。」とし、同(キ)は、「生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。」とする。

- (5) 扶助費の遡及支給の限度について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2の答1は、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったこと

が明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。」と定めている。

- (6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法の具体的な解釈・運用について、問答形式により示すものであり、実務の適切な遂行に資するものとして作成されたものである。

- 2 これを本件についてみると、本件申請（令和2年4月2日提出）は、平成28年4月から令和元年12月までの期間に、請求人が支弁したとする各高等学校への通学交通費を求めるものであるが、問答集によれば、最低生活費の遡及変更は3か月程度とされ、その一つの理由として、3か月を超えて最低生活費を追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないことが挙げられている。

そうすると、上記期間の通学交通費の支弁については、請求人は生活費のやりくりで捻出していたと考えられることから、当該通学交通費を処分庁が遡及して支給することは妥当でないといえることができる。

また、問答集のただし書は、「最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」とするが、請求人に帰責事由がないことを認めるに足りる資料はなく、かえって、福祉だより等によれば、通学交通費が支給されることを請求人が知ることは可能であったと考えられる。

以上によれば、「通学のための交通費については、当該需要が経常的生活扶助費の内から支弁されたことが明らかであるため」として、本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに基づいて適切になされたものといえ、また、請求人の主張を裏付ける証拠も確認できないことから、請求人の主張には理由がないというほかはない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成